

総務省法令適用事前確認手続（回答書）

平成 23 年 9 月 20 日

株 式 会 社 大 西
代表取締役社長 大西 寛 殿

総務大臣 川端 達夫

平成 23 年 8 月 22 日付けをもって照会のあった件につきまして、総務省法令適用事前確認手続規則（平成 13 年 8 月 29 日総務省訓令第 197 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者又はその代理人から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった具体的事実については、照会法令（条項）の

適用対象となる / 適用対象とならない。

2 当該事実が照会法令（条項）の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 9 条では、電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならないとされています。

ここでいう「電気通信事業」とは、「電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業」（法第 2 条第 4 号）をいい、この中でいう「電気通信役務」とは、「電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること」（法第 2 条第 3 号）をいい、「電気通信事業を営む」とは、電気通信役務を利用者に反復継続して、その対価として料金を徴収し収益事業を行うような場合をいいます。照会者（が代表取締役を務める社）が行うとされている、他社からの電気通信役務の提供を受けて、特定

会員制顧客及びフランチャイズ契約を結んだ顧客間で通信サービスを提供する行為は「他人の通信を媒介※1」することから「電気通信役務」といえ、当該役務を各顧客に反復継続して提供することから、「他人の需要に応ずるために提供する事業」に該当し、「電気通信事業」であるといえます。また、当該電気通信事業を行うに当たり、実費及び事務取扱手数料に見合う料金を徴収することから、法第9条にいう「電気通信事業を営む」に該当するといえます。

しかしながら、当該行為は自ら「電気通信回線設備※2」を設置しないため、法第9条ただし書にある電気通信回線設備の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第3条で定める基準を超えない場合に当たり、法第9条の登録ではなく、法第16条第1項に基づく届出が必要な電気通信事業に該当します。

なお、法第16条第1項の規定に違反して電気通信事業を営んだ者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。（法第185条）

※1：フランチャイズ契約において、チェーン本部（照会者）と加盟店は、それぞれ独立した事業者であるから「他人」である。

※2：送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。（法第9条第1号）

本件担当

総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

富岡課長補佐、相川制度係長

電 話 03-5253-5836

F A X 03-5253-5838

E-mail jigyou-seido@ml.soumu.go.jp

< 参照条文 >

○電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- 二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。
- 三 電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- 四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。）をいう。
- 五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項の規定による届出をした者をいう。
- 六 電気通信業務 電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。

（電気通信事業の登録）

第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合
- 二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第二項第六号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合（前号に掲げる場合を除く。）

（電気通信事業の届出）

第十六条 電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 業務区域
 - 三 電気通信設備の概要（第四十四条第一項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）
- 2 前項の届出をした者は、同項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 第一項の届出をした者は、同項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第百八十五条 第十六条第一項の規定に違反して電気通信事業を営んだ者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）

（登録を要しない電気通信事業）

第三条 法第九条第一号の総務省令で定める基準は、設置する電気通信回線設備が次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 端末系伝送路設備（端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）の設置の区域が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）を超えないこと。
 - 二 中継系伝送路設備（端末系伝送路設備以外の伝送路設備をいう。以下同じ。）の設置の区間が一の都道府県の区域を超えないこと。
- 2 都道府県、市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区の区域の変更により、法第十六条の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条の登録を受けずに、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。